

## <報道発表資料>

.....  
カテゴリー: 県政一般

令和8年3月30日

### 「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定について

埼玉県教育委員会では、このたび、「学校における働き方改革基本方針」を一部改定し、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づく「業務量管理・健康確保措置実施計画」に位置付けたのでお知らせいたします。

#### 1 計画策定の趣旨

令和7年6月、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の改正により、教育職員の業務量の適切な管理、健康及び福祉の確保を図るため、業務量管理・健康確保措置実施計画（以下「実施計画」という。）の策定が義務付けられました。そのため、令和元年度に策定し、令和4年度及び令和7年度に改定した「学校における働き方改革基本方針」を一部改正した上で、同法第8条に基づく実施計画に位置付けるものです。

#### 2 計画の期間

令和7年4月1日改定「学校における働き方改革基本方針」

令和7年4月1日～令和10年3月31日（3年間）

#### 3 資料の入手方法

下記の埼玉県のホームページからダウンロードできます。

【URL】 <https://www.pref.saitama.lg.jp/f2207/fureaiday.html>